

すみだ女性センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（すみだ女性センター条例（平成2年墨田区条例第25号））

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>すみだ共生社会推進センター条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（平成17年墨田区条例第52号）第14条の規定に基づき、男女共同参画施策の推進を積極的に行う拠点施設として、すみだ共生社会推進センター（以下「共生推進センター」という。）を東京都墨田区押上二丁目12番7-111号に設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">(事業)</p> <p>第2条 <u>共生推進センター</u>は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>共生推進センター</u>の施設の利用に関すること。</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(施設)</p> <p>第3条 <u>共生推進センター</u>には、次の施設を設ける。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(使用できる者の範囲)</p> <p>第4条 <u>共生推進センター</u>を使用できる者は、第1条の目的のために使用しようとする者で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(使用の手続)</p> <p>第5条 <u>共生推進センター</u>の施設（第3条第4号から第6号までの施設を除く。）及び付帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(使用の不承認)</p> <p>第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を承認しない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>すみだ女性センター条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>区民が女性に関する問題に広く理解を深めることにより、女性の自立及び社会参加を促進し、もって女性の地位向上に資するため、すみだ女性センター（以下「女性センター」という。）を東京都墨田区押上二丁目12番7-111号に設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">〔同左〕</p> <p>第2条 <u>女性センター</u>は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>女性センター</u>の施設の利用に関すること。</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">〔同左〕</p> <p>第3条 <u>女性センター</u>には、次の施設を設ける。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">〔同左〕</p> <p>第4条 <u>女性センター</u>を使用できる者は、第1条の目的のために使用しようとする者で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">〔同左〕</p> <p>第5条 <u>女性センター</u>の施設（第3条第4号から第6号までの施設を除く。）及び付帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">〔同左〕</p> <p>第6条 〔同左〕</p>

<p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>共生推進センター</u>の管理上支障があるとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第13条 <u>共生推進センター</u>の施設及び付帯設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>女性センター</u>の管理上支障があるとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第13条 <u>女性センター</u>の施設及び付帯設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p>
---	---

第2条による改正（すみだ共生社会推進センター条例）

改 正 案	現 行
<p>(使用の手続)</p> <p>第4条 <u>共生推進センター</u>の施設（第3条第4号から第6号までの施設を除く。）及び付帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を承認しない。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の範囲内で墨田区規則（以下「規則」という。）で定める額の使用料を、当該使用承認の際</p>	<p style="text-align: center;">(使用できる者の範囲)</p> <p>第4条 <u>共生推進センター</u>を使用できる者は、<u>第1条の目的のために使用しようとする者</u>で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>区内に住所を有する者又は区内の事務所若しくは事業所に勤務する者</u></p> <p>(2) <u>区内の学校に在学する者</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する者を主な構成員とする団体</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、区長が相当と認めるもの</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔同左〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔同左〕</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p>

に納付しなければならない。

2 〔略〕

(使用料の返還)

第7条 既に収めた使用料は、返還しない。  
ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第9条 使用者は、施設等に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1)～(4) 〔略〕

(原状回復)

第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 共生推進センターの施設及び付帯設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 〔略〕

付記

1～5 〔略〕

6 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表（付帯設備に係る部分を除く。）に定める額（付記4

2 〔略〕

〔同左〕

第8条 〔同左〕

〔同左〕

第9条 〔同左〕

〔同左〕

第10条 〔同左〕

〔同左〕

第11条 〔同左〕

〔同左〕

第12条 〔同左〕

〔同左〕

第13条 〔同左〕

〔同左〕

第14条 〔同左〕

別表 〔略〕

付記

1～5 〔略〕

〔新設〕

の規定による額を含む。)に当該額の  
5割相当額を加えた額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(墨田区附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部すみだ女性センター運営委員会の項中「すみだ女性センター運営委員会」を「すみだ共生社会推進センター運営委員会」に、「すみだ女性センターの」を「すみだ共生社会推進センターの」に改める。

※ 付則第2項の規定による墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表		別表	
1 区長の附属機関		1 区長の附属機関	
名 称	担任する事務	名 称	担任する事務
墨田区指定管理者選定委員会 ～墨田区入札等外部審査委員会	[略]	墨田区指定管理者選定委員会 ～墨田区入札等外部審査委員会	[略]
すみだ共生社会推進センター運営委員会	すみだ共生社会推進センターの施設の利用、事業計画等に係る調査及び検討に関すること。	すみだ女性センター運営委員会	すみだ女性センターの施設の利用、事業計画等に係る調査及び検討に関すること。
墨田区産業振興会議 ～墨田区予防接種健康被害調査委員会	[略]	墨田区産業振興会議 ～墨田区予防接種健康被害調査委員会	[略]
2 [略]		2 [略]	